

# 第5章 計画の推進

## 1 計画の推進体制

本計画の目指すべき将来像である「つなごう未来へ『<sup>えがお</sup>愛顔あふれる持続可能なえひめ』」を実現するためには、第4章に掲げる施策の展開をはじめ、県民の皆さんや事業者、環境活動団体、市町などと一緒に、日常生活や事業活動の中で環境に配慮した行動を実践していくことが重要です。

県では、全ての主体との協働によって、この計画を推進していきます。

## 2 各主体の役割

本計画の推進にあたっては、県民、事業者、環境活動団体、行政の各主体が、環境の現状について正しい認識を持つとともに、環境保全の取組に参画する必要性と担うべき役割を理解し、それぞれの立場や役割分担に応じて、環境に配慮した自主的かつ積極的な取組を進めていく必要があります。

そのうえで、環境保全の取組を効果的に行うため、積極的に各主体の協働による取組を推進し、活動の環を広げていくことが重要です。

### (1) 県民の役割

私たちの日々の生活が環境に様々な負荷を与えていることを認識し、一人ひとりが環境に対して関心を持ち、現在のライフスタイルを見直し、できることから環境により配慮したものに改善していくことが重要です。

また、私たちは地域の環境を担う主体として、事業者や環境活動団体、行政といった各主体と協働・連携しながら、環境保全に向けて積極的に行動する必要があります。

#### 【期待される主な行動】

- 自然観察会など環境教育・学習の機会への積極的な参加
- 環境美化活動や環境保全活動の自主的な実践・参加
- 節電やクールビズ・ウォームビズ等の実践、太陽光発電等再生可能エネルギーの導入、省エネ家電の購入などによる低炭素型ライフスタイルへの転換
- 環境に配慮した商品やサービスを選択するグリーン購入の実践
- エコカーの購入やエコドライブ、また、公共交通機関、自転車、徒歩への積極的な選択などによる環境に配慮した移動手段への転換

- ごみの減量化、分別回収など3 R推進の取組への積極的な参加、生活排水対策としての節水などによる生活による環境負荷の低減
- エコツアーなど自然体験活動や植林、自然保護活動への積極的な参加

## (2) 事業者の役割

事業活動は、様々な資源やエネルギーを使用し、様々な物質や産業廃棄物を排出するなど環境に与える影響が大きいことから、事業者の社会的責任（CSR）に基づいた環境に配慮した取組が求められています。

さらに、地域社会の一員として、社会的信頼を得るために、率先して環境保全活動などに取り組むことが重要です。

### 【期待される主な行動】

- 環境関連法令等の遵守と自発的な大気、水、土壌環境保全対策の実施
- 有害化学物質の適正処理や騒音、振動、悪臭の発生防止対策の徹底
- 環境影響評価の適切な実施
- 環境マネジメントシステムの積極的な導入
- 省エネ診断の実施、省エネ設備の導入等による温室効果ガス排出量の削減や省エネ化の徹底
- 事業活動における廃棄物の3 Rや資源及びエネルギーの効率的な利用の推進と自ら排出した廃棄物の適正処理の徹底
- 環境負荷の少ない技術開発や商品開発など、環境ビジネスへの積極的な取組
- 環境CSR活動の積極的な実施と情報発信
- 従業員への環境教育・学習の実施やクールビズ・ウォームビズ、自転車によるエコ通勤の促進、ノーマイカー通勤デーの実施などによる環境保全意識の高揚

## (3) 環境活動団体の役割

地域における環境保全活動の中核を担ってきた自治組織やNPO等の環境活動団体は、それぞれの専門性や特徴を生かして、行政や個人では対応できないような柔軟で幅広い活動が期待されます。

また、県民の環境保全活動への参画を促すとともに、事業者や行政との協働取組において、各主体のつなぎ役としての役割も期待されます。

### 【期待される主な行動】

- 各団体の専門性や特徴を生かした環境教育・学習、環境保全活動などを企画、実施
- 各主体の環境保全に関する各種イベントなどにおける積極的な連携と協働

○団体の持つノウハウを生かした行政や事業者等の活動に対する提言と協働

#### (4) 行政の役割

行政は、本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進するとともに、行政自らが事業者及び消費者として、事業実施の際に率先して環境に配慮した行動を実践することが重要です。

また、県民、事業者、環境活動団体などの各主体が積極的に環境保全活動に取り組めるよう、ネットワークの構築など仕組みや基盤整備に取り組むことが求められています。

市町においては、地域に最も密着した基礎的な自治体として、地域の実情に応じた環境保全施策の総合的な推進とともに、住民や事業者、地域の環境活動団体への環境保全意識の啓発や環境保全活動等に対する支援などが求められています。

県においては、本計画の目標達成に向け、施策を総合的、計画的に推進し、各主体に対して積極的な取組を働き掛けるとともに、その達成状況の公表や適切な進行管理を行っていきます。また、広域的な取組が必要とされる課題に対しては、国や関係自治体との協力や連携を図りながら、適切に対応していきます。

### 3 環境指標

---

本県の環境の状況及び本計画における施策の進行状況を把握するため、環境指標を設定します。(参考資料 P38、39 参照)

### 4 計画の進行管理

---

本計画の実施状況や環境指標の達成状況等については、県民環境部環境局において、「計画の策定」(Plan)、「計画の実施」(Do)、「計画の進捗状況の把握・点検」(Check)、「計画の見直し」(Action)の一連の手続をPDCAサイクルにより管理し、計画の着実な推進を確保するとともに、必要に応じて計画の見直し、改善を継続的に実施します。

環境指標の推移等については、毎年度、環境白書や県のホームページで公表し、県民等との情報共有に努めます。

また、県環境審議会に計画の進捗状況等を必要に応じて報告し、計画の見直しや改善等に対する意見等を求めることとします。

《進行管理のイメージ【PDCAサイクル】》

